**「○○○○○○（施設名）」における**

**土砂災害時の避難確保計画**

記入例

雛型を利用される場合は、記入例で黄色に着色された部分をご記入ください。その他、施設の状況に応じて適宜内容を追加・変更・削除してください。

　　　作成年月日：

1. 目的

　この計画は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、「○○○○○○○○（施設名）」近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、当施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

２．防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・大雨注意報発表  ・台風接近等で大雨が予想される場合 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の町丁目に「警戒レベル３ 高齢者等避難」の発令  ・大雨警報（土砂災害）発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導要員 |
| 保護者・入院（所）者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・当施設の町丁目に「警戒レベル４ 避難指示」の発令  ・土砂災害警戒情報発表  ・大雨特別警報発表  ・記録的短時間大雨情報発表  ・土砂災害の発生又はその前兆現象を確認した場合 | 施設内全体の避難誘導  （屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。） | 避難誘導要員 |

＜土砂災害の前兆現象＞

　　がけの表面から水が湧き出る、がけの表面に割れ目が見える、小石が落ちてくる、渓流水位が下がる又は濁る、地鳴り・山鳴りがする、土臭いにおいがする　など

３．情報収集及び伝達

　（１）情報収集

　　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報、土砂災害警戒情報 | テレビ（データ放送）、ラジオ、インターネット（気象庁HP、大阪府　土砂災害の防災情報）等 |
| 「警戒レベル３ 高齢者等避難」、「警戒レベル４ 避難指示」、「警戒レベル５ 緊急安全確保」 | 防災行政無線、エリアメール/緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、Twitter、テレビ（データ放送）等 |

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

　　・提供される情報に加えて、危険な前兆が無いか等、施設内から確認する。

（２）情報伝達

　　別紙○の「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

緊急連絡網に個人情報を含んでいる場合は、緊急連絡網の提出は不要です。

４．避難誘導

（１）避難場所

　　①屋外への避難

　　　土砂災害時の避難場所は、「名称：○○○○○　住所：○○○○○○○○○」とする。

　　②屋内での避難

　　　周辺の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の３階の多目的室（建物内のより安全な場所）へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

雨が降っていることを想定し、避難所などの建物を指定します。そのため、公園や広場などは適切ではありません。

（基本的には第１次避難所である小中学校。避難の調整ができている場合は、近隣の民間建物等でも可）

　（２）避難経路

　　①屋外への避難

　　　別紙○「避難経路図（屋外避難）」のとおりとする。

　　②屋内での避難

　　　別紙○「避難経路図（屋内避難）」のとおりとする。

　（３）避難誘導

　　・避難にあたっては、どこへ、どうやって避難を開始するのかを施設職員、利用者等に周知する。

・屋外へ避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　・施設からの退出など避難が概ね完了した時点で、未避難者を確認する。

（４）避難方法

①屋外への避難

　　　　避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

　　　　　車両による移動：車両３台　１８人（利用者１２人、施設職員６人）

　　　　　徒歩による移動：１２人（利用者１０人、施設職員２人）

②屋内での避難

　　　　本施設の３階の多目的室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。

５．避難の確保を図るための施設の整備

　・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

　・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備または資機材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等 |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、車いす、担架、紙おむつ、常備薬等  施設内避難のための水・食糧・寝具・防寒具 |

６．防災教育及び訓練の実施

（１）毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

（２）毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。